



おふれがき
⑫ 〔御触書〕

天明3年(1783)卯9月

幕府から西上州の村々に対して発給された廻状に対し、甘楽郡本宿村(現甘楽郡下仁田町本宿)が作成した控です。浅間焼け後の諸色高直(物価高騰)を受け、商人による米穀の売り惜しみや買い占め、価格のつり上げを取り締まる旨を通達しています。浅間焼けによる降灰や泥入りによる農作物被害は確かに品不足をもたらしましたが、ここに見られるように商人による買い占めや売り惜しみといった流通阻害も物価高騰の大きな要因であったと思われます。

神戸金貴家文書 P8213 No.224

【史料⑫】「御触書」天明三年卯九月

〔読み下し文〕

(表紙)

卯九月
御触書

浅間山焼け大変に付き、諸色高直に候処、信州より此の節穀物相廻らざる由にて、**売高直売買**致し候趣相聞こえ、甚だ不埒至極に候、町場市場は勿論、村々小商いたし候小前迄觸れ渡し、米穀^{もちろん}売高直に売買致す間敷く候、若し右体の者之れ有る段、脇より訴え出で候ば、急度咎申し付け候条、その意を得べく候、廻状請印せしめ早々相廻し、留り村より手代共廻村先へ相返すべく候、以上

卯九月 遠藤兵右衛門

右御書付の趣き、仰せ聞かされ承知仕り候、勿論騒働等之れ有り候場所へ、一切立ち合い申す間敷く候、以上

- 弥右衛門印 与左衛門印
- 弥左衛門印 吉左衛門印
- 茂左衛門印 九左衛門印
- 源 六印 長 八印
- 助左衛門印 久兵衛印
- 茂兵衛印 清 八印
- 四郎右衛門印 六郎兵衛印
- 徳右衛門印 孫右衛門印